

令和5年

第6回 南魚沼市農業委員会総会会議録

日 時 令和5年6月27日 午前9時00分～
場 所 南魚沼市役所大和庁舎（旧議場）
招集者 南魚沼市農業委員会長 並木 孝夫

- 日程 1 会期の決定について
- 日程 2 会議録署名委員の指名について(17番中島 直樹委員、16番関 匡和委員)
- 日程 3 諸般の報告 : 別紙のとおり
- 日程 4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について
- 日程 5 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程 6 第2号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請について
- 日程 7 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程 8 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程 9 第5号議案 農用地利用集積計画(案)について
- 日程 10 第6号議案 南魚沼市長に対する買入協議の要請について
- 日程 11 第7号議案 令和4年度最適化活動の点検・結果について
- 日程 12 その他

- 令和5年6月28日(水)
 - ・南魚沼市農業再生協議会通常総会 10:00~
【JAみなみ魚沼 営農指導センター】 <会長>

- 令和5年7月7日(金)
 - ・上・中越地区農業委員会会長情報交換会 17:00~
【柏崎市 浪花屋 夕風亭】 <会長>

- 令和5年7月19日(水)
 - ・第87回常設審議委員会 10:30~
【新潟市 JA新潟ビル】 <会長>

- 令和5年7月20日(木) 9:00~
 - ・第7回農業委員会総会
【大和庁舎 旧議場】 <全員>

- 令和5年7月20日(木) 18:00~
 - ・農業委員会顔合わせ会
【浦佐 たもん荘】 <全員>

出席委員は次のとおりである。

1 番	中俣 渉	2 番	西野 徳光	3 番	宮田 京子
4 番	荒川 敦	5 番	片桐 京	6 番	山崎 輝代
7 番	田村 芳文	8 番	中島 修	9 番	南雲 廣悦
10 番	棚村 光正	11 番	大平 泰弘	12 番	原澤 眞
13 番	林 昭彦	14 番	牛木 友哉	15 番	井上 秀樹
16 番	駒形 哲也	17 番	中島 直樹	18 番	関 匡和
19 番	並木 孝夫				
推 1 番	島田 徳敏	推 2 番	佐々木 大輔	推 3 番	小野塚 真
推 4 番	上村 正明	推 5 番	佐藤 勝美	推 6 番	林 秀夫
推 7 番	長谷川 政一	推 8 番	勝又 信行	推 9 番	青木 悦夫
推 10 番	志太 要一	推 11 番	篠田 猛	推 12 番	高橋 正男
推 13 番	櫻井 隆	推 14 番	山田 久雄	推 15 番	上村 良男
推 16 番	高村 英男	推 17 番	山本 晴夫	推 18 番	小杉 一明
推 19 番	関 英夫			推 21 番	井口 博
推 22 番	水澤 利徳	推 23 番	高野 作栄喜	推 24 番	貝瀬 茂利

欠席委員はなしである。

遅刻委員は 1 名である。

推 20 番 桑原 善和

早退委員はなしである。

傍聴者はなしである。

事務局員は次のとおりである。

農業委員会事務局長	古藤 健一	農地係係長	一之谷浩太郎
農地係主事	宮下 悠紀	農地係主事	田村 萌

(会長、議長席に着く)

(9時00分開会)

議長 令和5年第6回南魚沼市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、推進委員24番桑原善和委員より遅刻届が出ていますのでこれを許します。よって農業委員が19名、推進委員が23名で合計42名の出席となり、総会は成立します。

日程1 会期の決定について

議長 日程1 会期の決定については本日一日限りにしたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め会期は本日一日といたします。

日程2 会議録署名委員の指名について

議長 日程2 会議録署名委員の指名については議長に一任いただけますでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、17番中島直樹委員、18番関匡和委員にお願いいたします。

日程3 諸般の報告

議長 日程3 諸般の報告について、別紙のとおりですが皆様方から何かありますでしょうか。農業委員10番棚村光正委員。

10番棚村委員 6月10日(土)の午後2時から南魚沼市ふれ愛支援センターを会場に認定農業者と農業委員会との意見交換会を開

催しました。

来賓として南魚沼地域振興局農林振興部、JAみなみ魚沼、市産業振興部の方々を迎え、認定農業者11名、農業委員8名、最適化推進委員6名で行われました。

内容は、「サルとイノシシの生態と対策」と題しまして、長岡技術科学大学准教授山本麻希様から講演をいただきました。

講演では、サルとイノシシの生態の特徴と被害対策、捕獲対策など、県内の先進事例を基に90分にわたり大変詳しく説明していただきました。その後、JAみなみ魚沼からは農業用マッチングアプリ、地域振興局からは南魚沼地域の農業構造における結果のまとめ、農業委員会事務局からは意向調査アンケートについて報告がありました。会議の後には懇親会もあり、大変有意義な意見交換会であったことを報告します。

議 長

ただいまの報告について質問はございますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、棚村委員ありがとうございます。

他にございますでしょうか。無いようですので、私の方から6月26日(月)に開催されました新潟県農業会議総会のことについてご報告させていただきます。

内容といたしましては、令和4年度の決算報告ならびに令和5年度の予算の承認というものでした。その後、市町村農業委員会会長会議が開催されました。皆さんご存じかと思われませんが、全国農業会議所の稲垣前事務局長が今年度より専務理事となり、新しく山村事務局長が就任されました。今回の会長会議では山村事務局長から農業委員会を取り巻く情勢と取り組みの重点について、特に情報事業の積極的取り組みについてお話をいただきました。

また何か農業会議総会等について共有することがありましたら、皆さんにご報告させていただきたいと思えます。

他にございますでしょうか。無いようですので、諸般の

報告を終了させていただきます。

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について

議長

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第1号報告朗読)

(1) 農地転用事実確認書の交付について

3ページをご覧ください。前回総会以降9件の事実確認書を交付しています。いずれも転用目的どおり完成しています。

(2) 農地法第18条第6項の賃貸借の解約通知について
5ページをご覧ください。こちらは4件です。

1番、山口の田16筆で、借受人の都合による解約です。

2番、大沢の田7筆で、借受人の都合による解約です。

3番、大沢の田畑2筆で、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど3条申請があがってきます。

4番、台上の田2筆で、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

(3) 農地法の適用を受けない事実確認について

8ページをご覧ください。こちらは1件です。

1番、野田の登記田と畑、現況原野の2筆です。資料は1-2ページをご覧ください。こちらは山際の傾斜地で耕作が難しく耕作放棄地化した土地で、農地でなくなったのは昭和40年頃とのことですが、正確な日にちは不詳とのことです。現地は6月2日に中俣渉委員からご確認いただいております。

第1号報告については以上です。

議長

ただいまの報告につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので第1号報告を終了させていただきます。

日程5 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

議長

日程5 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第1号議案朗読)

10ページをご覧ください。今月の3条申請は3件です。

67番、売買による所有権移転です。奥の田5筆 4,107 m²で、対価はm²あたり 97 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。申請人は親戚同士であり、この度申請に上がっている農地のほかに山林もまとめて売買するというので、対価が安くなっております。

68番、売買による所有権移転です。吉里の畑1筆 800 m²で、対価はm²当たり 782 円です。こちらは隣接した宅地と合わせて総額1,000,000円で売買するためにこの価格になったとのことです。申請理由は新規就農のためです。

69番、賃借権の設定で、期間は3年間です。大沢の田畑2筆 443 m²で、対価はそれぞれ畑が総額 1,500 円、田が 3,700 円での申請です。申請理由は経営規模拡大のためです。

第1号議案については以上です。

議長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第1号議案については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第1号議案は全て承認されました。

日程6 第2号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請について

議長

日程6 第2号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。宮下主事。

宮下主事

(第2号議案朗読)

12ページをご覧ください。今月の申請は1件です。

4番、五郎丸の登記田、現況雑種地1筆、2,803㎡、令和4年3月7日付で農地法第4条許可を受けた案件です。資料については3-5ページです。当初計画者は隣接地での温泉施設建設工事のため一時転用の許可を受けましたが、本人のけがと温泉施設の工事遅延のため当初計画での完了が不能となりました。事業計画変更の内容としては、2か月の一時転用期間の延長を行うため事業計画変更を申請するものです。

この農地は農用地区域内にある農用地となりますが、本人のけが、工事の遅延による一時転用期間の延長であり、事業計画変更はやむを得ないと判断し、許可相当であると考えています。

以上です。

議長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第2号議案農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第2号議案については原案のとおり承認されました。

日程7 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

議長

日程7 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。宮下主事。

宮下主事

(第3号議案朗読)

14ページをご覧ください。今月の4条申請は2件です。

8番、西泉田の田1筆11㎡、転用目的は雪処理場建設のためです。資料は6-8ページです。申請の内容ですが、冬期間、隣接地に雪がいかないよう擁壁を設置し、自宅の雪処理場とするものです。また、申請地は、令和元年9月に隣接地を売却した際、消雪の問題があり埋め立てをしたということで、申請者より始末書を提出してもらってあります。

この農地については、農業公共投資の対象となった農地で、第1種農地ではありますが、集落に接続した農地を一般住宅の雪処理場に使用するものであり、利用計画図から計画面積は適当であると判断し、許可相当であると考えています。

9番、大月の畑2筆、合計446㎡、転用目的は住宅敷地の拡張および店舗建築のためです。資料は9-11ページで

す。申請の内容ですが、住宅敷地の拡張および店舗建築敷地とするものです。また、申請地には、住宅、物置、店舗があるということで、申請者より始末書を提出してもらってあります。

この農地については、1種、3種農地以外で生産性の低い農地で、第2種農地であります。集落に接続した農地を一般住宅と店舗に使用するものであり、利用計画図から計画面積は適当であると判断し、許可相当であると考えています。

以上です。

議長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第3号議案農地法第4条の規定による許可申請については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第3号議案については全て承認されました。

日程8 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

議長

日程8 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。宮下主事。

宮下主事

(第4号議案朗読)

16 ページをご覧ください。今月の 5 条申請は 1 件です。
26 番、八竜新田の畑 1 筆 200 m²、使用貸借権の設定で転
用目的は一般住宅建築です。資料については 12-14 ページ
です。申請の内容ですが、世帯独立のため父が所有する申
請地において一般住宅建築をするものであります。

この農地については、1 種、3 種農地以外で生産性の低
い農地で、第 2 種農地であります。集落に接続した農地
を一般住宅に使用するものであり、一般住宅適正面積の目
安以内の規模であり、許可相当であると考えています。

以上です。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第 4 号議
案 農地法第 5 条の規定による許可申請については原案の
とおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第 4 号議案については全て承認されま
した。

**日程 9 第 5 号議案 農用地利用集積計画 (案) につい
て**

議 長

日程 9 第 5 号議案 農用地利用集積計画 (案) につい
てを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷
係長。

一之谷係長

(第 5 号議案朗読)

18 ページからになります。全部で 83 件です。

583 番、浦佐の田 1 筆、賃借権の設定で、対価については 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

584 番、市野江乙の田 13 筆、賃借権の設定で、対価については 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

585 番、市野江乙の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 30kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

586 番、587 番は同じ借受人の方の案件です。

586 番、九日町の田 1 筆、賃借権の設定です。

587 番、今町の田 6 筆、賃借権の設定です。

いずれも対価は 10 a 当たり 90kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

588 番、589 番は同じ借受人の方の案件です。

588 番、九日町の田 4 筆、賃借権の設定です。

589 番、今町の田 4 筆、賃借権の設定です。

いずれも対価は 10 a 当たり 2 俵で、申請理由は経営規模拡大のためです。

590 番から 592 番は同じ借受人の方の案件です。

590 番、穴地の田 3 筆、賃借権の設定です。

591 番、穴地の田 1 筆、賃借権の設定です。

592 番、穴地の田 1 筆、賃借権の設定です。

いずれも対価は 10 a 当たり 20,500 円で、申請理由は経営規模拡大のためです。

593 番、大崎の田 4 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 75kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

594 番、595 番は同じ借受人の方の案件です。

594 番、水尾の田 5 筆、賃借権の設定です。

595 番、水尾新田の田 6 筆、賃借権の設定です。

いずれも対価は 10 a 当たり 75kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

596 番、今町新田の田 11 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 78kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

597 番から 599 番までは同じ借受人の方の案件です。

597 番、茗荷沢の田 11 筆、賃借権の設定です。

598 番、茗荷沢の田 7 筆、賃借権の設定です。

599 番、茗荷沢、浦佐の田 7 筆、賃借権の設定です。

いずれも対価は 10 a 当たり 90kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

600 番、黒土新田の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

601 番、黒土新田の田 18 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 30,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

602 番、黒土新田の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

603 番から 605 番までは同じ借受人の方の案件です。

603 番、川窪、美佐島の田 2 筆、賃借権の設定です。

604 番、美佐島の田 4 筆、賃借権の設定です。

605 番、美佐島、余川の田 7 筆、賃借権の設定です。

いずれも対価は 10 a 当たり 60kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

606 番から 608 番までは同じ借受人の方の案件です。

606 番、西泉田の田 3 筆、賃借権の設定です。

607 番、西泉田の田 4 筆、賃借権の設定です。

608 番、大月の田 3 筆、賃借権の設定です。

いずれも対価は 10 a 当たり 60kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

609 番、大月の田 11 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

610 番から 616 番までは同じ借受人の方の案件です。

610 番、野中の田 3 筆、賃借権の設定です。

611 番、野中の田 7 筆、賃借権の設定です。

612 番、野中の田 6 筆、賃借権の設定です。

613 番、野中の田 7 筆、賃借権の設定です。

614 番、野中の田 7 筆、賃借権の設定です。

615 番、野中の田 1 筆、賃借権の設定です。

616 番、小川の田 3 筆、賃借権の設定です。

いずれも対価は 10 a 当たり 60kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

617 番、618 番は同じ借受人の方の案件です。

617 番、畔地新田の田 1 筆、賃借権の設定です。

618 番、原、蛭窪の田 11 筆、賃借権の設定です。

いずれも対価は 10 a 当たり 60kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

619 番、原、永松の田 7 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

620 番、山谷の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 8 俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

621 番、宮村下新田の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

622 番、宮の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

623 番、岡、妙音寺の田 7 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 30,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

624 番から 627 番までは同じ借受人の方の案件です。

624 番、法音寺の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 2 俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

625 番、法音寺の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は総額 20,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

626 番、法音寺の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 18,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

627 番、法音寺の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 18,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

628 番、下原新田の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 84kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

629 番、下原新田の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

630 番、下原新田の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

631 番、新堀新田の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

632 番、長森新田の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10

a 当たり 60kg です。

633 番から 635 番までは同じ借受人の方の案件です。

633 番、野田、四十日の田 7 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 5 俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

634 番、四十日、奥の田 4 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 3.5 俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

635 番、大杉新田の田 8 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 6.5 俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

636 番、637 番は同じ借受人の方の案件です。

636 番、四十日の田畑 10 筆、賃借権の設定です。

637 番、四十日の田 3 筆、賃借権の設定です。

いずれも対価は 10 a 当たり 72 kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

638 番、四十日、宇津野新田、青木新田の田 12 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 72 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

639 番、寺尾、五日町の田 16 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 18 俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

640 番、五日町の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

641 番、五日町の田 4 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

642 番から 649 番までは同じ借受人の方の案件です。

642 番、奥、五日町の田 5 筆、賃借権の設定です。

643 番、五日町の田 4 筆、賃借権の設定です。

644 番、五日町の田 3 筆、賃借権の設定です。

645 番、五日町の田 6 筆、賃借権の設定です。

646 番、五日町の田 2 筆、賃借権の設定です。

647 番、五日町の田 3 筆、賃借権の設定です。

648 番、五日町の田 2 筆、賃借権の設定です。

649 番、五日町の田 1 筆、賃借権の設定です。

いずれも対価は 10 a 当たり 90kg で、申請理由は経営規模拡大のためです。

650 番、651 番は同じ借受人の方の案件です。

650 番、栃窪、塩沢の田 8 筆、賃借権の設定です。

651 番、栃窪の田 4 筆、賃借権の設定です。

いずれも対価は10a当たり60kgで、申請理由は経営規模拡大のためです。

652番、天野沢の田1筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

653番、大里、小木六の田11筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり2俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

654番、大沢の田6筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

655番、雲洞の田1筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり72kgです。

656番、長崎の田9筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり80kgです。

657番、長崎の田2筆、賃借権の設定で対価は全部で4表です。

658番、台上の田2筆、賃借権の設定で対価は10a当たり60kgです。

659番から665番までは賃借権の再設定となりますので説明を割愛させていただきます。以上です。

議 長

暫時休憩とし、議長を交代いたします。

(9時32分休憩)

議 長

(関職務代理)

議長交代し、議事再開いたします。

(9時33分再開)

関係委員がおられます。農業委員19番並木孝夫委員の除斥を求めます。

(19番並木委員退席)

28ページ、29ページ 624番から627番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。28 ページ、29 ページ 624 番から 627 番案件については原案の通り承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、624 番から 627 番案件については原案の通り承認されました。並木委員の除斥を解きます。

(19 番並木委員着席)

暫時休憩とし、議長を交代いたします。

(9 時 34 分休憩)

議 長

議長交代し、議事再開いたします。

(9 時 35 分再開)

関係委員がおられます。農業委員 11 番大平泰弘委員の除斥を求めます。

(11 番大平委員退席)

25 ページ、26 ページ 610 番から 616 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。25 ページ、26 ページ 610 番から 616 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、610 番から 616 番案件については原案のとおり承認されました。大平委員の除斥を解きます。

(11 番大平委員着席)

続いて、農業委員 1 番中俣渉委員の除斥を求めます。

(1 番中俣委員退席)

30 ページ、31 ページ 633 番から 635 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。30 ページ、31 ページ 633 番から 635 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、633 番から 635 番案件については原案のとおり承認されました。中俣委員の除斥を解きます。

(1 番中俣委員着席)

続いて、推進委員 23 番高野佐栄喜委員の除斥を求めます。

(推 23 番高野委員退席)

33 ページ 641 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。33 ページ 641 番案件については原案の通り承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、641 番案件については原案の通り承認されました。高野委員の除斥を解きます。

(推 23 番高野委員着席)

それでは、先に承認された案件を除く他の案件についての質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。
先に承認された案件を除く他の案件については原案の通り承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第5号議案については全て承認されました。

議 長

暫時休憩といたします。

(9時40分休憩)

議 長

引き続き議事を再開いたします。

(10時20分再開)

日程10 第6号議案 南魚沼市長に対する買入協議の要請について

議 長

日程10 第6号議案 南魚沼市長に対する買入協議の要請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第6号議案朗読)

南魚沼市長に対する買入協議ということで申出が出ております。申出年月日が6月12日、土地は浦佐の田2筆13,474㎡です。申出者の方は県外にお住まいで南魚沼市にある農地を処分していきたいということで、新潟県農林公社を通じて買い手を探していくという手続きになります。

理由として、こちらの農地は資料の15ページの地図でわかるとおり、優良農地ということで認定農業者に集積が必要ですが、2筆合わせて13,474㎡と面積が大きいため、新潟県農林公社を通して買入協議を行い、担い手から買い取っていただきたいということであります。また、税金の関係では、通常農業委員会のあっせんによる売買ですと譲渡所得税の特別控除は800万円ですが、農林公社が間に入ってあっせんをした場合、譲渡所得税の特別控除は

1,500万円になります。従いまして、優良農地が担い手に引き継がれることと、売る側にも通常のあっせんよりも税金の優遇措置があるというメリットがあります。

これからの流れであります。この議決を得た後、市を通じ新潟県農林公社へ買入協議を要請いたします。その後、この土地を一旦、現所有者から農林公社へ所有権の移転を行い、受け手の方が見つかった後、農林公社から買い手である担い手の方に所有権移転の手続きがされるものであります。

以上です。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第6号議案については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第6号議案は原案のとおり承認されました。

日程 11 第7号議案 令和4年度最適化活動の点検・結果について

議 長

日程 11 第7号議案 令和4年度最適化活動の点検・結果についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。古藤局長。

古藤局長

(第7号議案朗読)

この令和4年度の最適化活動の結果は、皆さんに承認していただいたのちに、県への報告と市ウェブサイトで公表することになっていきますので、この度議案として挙げるものです。

42ページをご覧ください。農業委員会の現況については議案に記載の通りで、農業委員が19名、最適化推進委員が24名いらっしゃいます。また、耕地面積は田が6,000haで、畑は397haあります。

耕地面積に対するこれまでの集積面積は3,740haあり、これは集積率にすると58.4%となります。令和4年度に関しては、令和9年度までに集積率を80%にするという目標をもとに、新たに集積する面積の目標を150haと設定させていただいておりました。しかし、これに対しての実績は121haで、集積率では目標の60.8%に対し60.4%であり、達成率は99.3%でした。

続いて、遊休農地についてですが、令和3年度における遊休農地面積は2.9haで、解消目標面積を0.6haとしておりました。これに対する実績として、九日町の田500㎡や上田の畑2,000㎡など合計で0.32haの遊休農地が解消され、達成率にすると53.3%でした。

次にまいりまして、新規参入の促進についてです。この新規参入ですが、新規就農とは少し違い、全く別の業種からの参入ということになります。新規参入は多くないのですが、令和3年度は2経営体が新規参入しております。内訳ですが、親元から独立した方が1名、黒土の方でスイカを育てている方が1名で合わせて2経営体ということです。

それに関連して、新規参入者への土地の貸し付けについて農地所有者から同意を得たうえで公表するようにとされており、農地を貸したいという話を受けたときに、その土地を新規参入者に貸付けてもよいか、また、同意があった場合にそれを公表してもよいかを聞いて活動記録簿に書いてくださいという風にお願いをさせていただいておりました。しかし、令和4年度はそういった機会に恵まれていなかったということで、実績は0haでした。これは毎年求められておりますので、何とか来年はあっせん等の活動の中

で誰でもいいから受けてほしいという話がありましたら、その旨を活動記録簿に書いていただきたいと思います。

それから、最適化活動の目標については活動日数を月10日、活動強化月間を6月、7月、11月とし、内容をそれぞれ新規参入の促進や遊休農地の解消、農地の集積などと定めておりました。しかし、活動日数の実績は月3.73日でした。冬の間はなかなか活動しにくいかと思われませんが、農業会議によると、農地の集積だけでなく、出かけたときに違う地域の田んぼを見て遊休農地が無いかどうかを確認するなどの農地の見回りも対象になるということですので、ぜひそういった形で夏の間活動日数を増やしていただきたいと思います。活動記録簿を手書きするのが面倒だという場合には、エクセルシートの形式を用意してありますので、言っていただければデータをお渡しすることも可能です。

この活動日数の実績は最終的には成果実績に反映され、委員の皆さんの報酬にも関わってきます。令和4年度は制度が変わったばかりだったこともあり、交付金も現状維持でした。令和5年度はまだ情報がありません。しかし、令和6年度交付分からは成果実績をもとに交付金が決定されます。県内の活動実績と比較すると月3.73日の活動日数は低い方です。しかし、皆さん何らかの形で活動されていると思いますので、遠慮せずに活動記録簿に記入をお願いします。

続いて、新規参入相談会への参加という項目ですが、昨年度は貝瀬委員から12月に新潟市で開催されました新規就農チャレンジフェアに参加していただいております。今年度も同じ時期に新規就農チャレンジフェアが開催され、そこに参加する予定ですので、委員さんのどなたかに参加していただきたいと思います。

以上の内容で承認をいただいて公表したいと思いますので、よろしく願いいたします。説明は以上です。

議長

質疑の前に私の方から一言だけお知らせします。

昨日の市町村農業委員会会長会議でありました全国農業会議所の山村事務局長からの講演後に、先ほど古藤局長か

ら話があったように農地の見回りなどの日常の中で行うものも最適化活動に含まれるという話だが、現行の活動記録簿の様式では書きづらいのもっと書きやすくしてほしいというような要望を挙げさせていただき、山村事務局長からは今後検討するというような回答をいただきました。現状の様式だと1ページにつき2日分を仰々しい様式で書かなくてはならず委員の皆さんも書きづらいとは思いますが、新委員の皆さんも含めてこういった日常の活動について記録簿に記入をお願いしたいと思います。

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第7号議案については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第7号議案は原案のとおり承認されました。

日程 12 その他

議 長

日程 12 その他についてですが、何かありますでしょうか。古藤局長。

古藤局長

親睦会の返金についてです。幹事長から決算報告をしていただき、そのうえで返金をさせていただきたいと思えます。それでは幹事長から親睦会の決算の報告をよろしくお

	願いをいたします。
15 番井上委員	<p>幹事会より報告します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親睦会の決算について ・親睦会費の返金について <p>以上です。</p>
議 長	<p>井上委員ありがとうございました。</p> <p>なお、こちらの報告につきましては先月総会にて承認をいただいている件になりますので、報告のみとさせていただきます。</p> <p>他に何かありますでしょうか。古藤局長。</p>
古藤局長	<p>2点連絡いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・午後の日程について ・活動記録簿の提出について <p>退任される委員さんにおかれましては、大変お世話になりました。ありがとうございました。</p>
議 長	<p>暫時休憩といたします。</p> <p style="text-align: right;">(10 時 37 分休憩)</p>
議 長	<p>引き続き議事を再開いたします。</p> <p style="text-align: right;">(10 時 55 分再開)</p>
議 長	<p>その他ですが、他にありますでしょうか。無いようでしたら、本日の総会はこれで終了させていただきます。</p> <p>また、本日の総会終了に伴い、今期の総会はすべて終了となりました。ただし、現職の皆さんにおかれましては、7月19日までが任期ですので、総会が終わったから本日で職務もすべて終わりと考えての無いようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(10 時 56 分閉会)</p>

上記、会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は真正であることを確認して、ここに署名する。

令和 5年 8月 25日

南魚沼市農業委員会会長

並 木 孝 夫

会 議 録 署 名 委 員

中 島 直 樹

会 議 録 署 名 委 員

関 匡 和
